

平成30年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（平成30年4月16日（月）午前10時～ 場所：久留米市役所3階305会議室）

1 前回会議の概要報告 P1～2

2 諮問案件の審議

- (1) 市が実施する集団検診において、FAXによってなされた集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について

【健康福祉部健康推進課】 P5～9

3 その他

平成29年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成30年1月15日（月） 午前10時00分～午前11時00分
場 所：市役所3階 305会議室
出席者：武藤会長、坂井委員、日野委員、西田委員、吉岡委員、松尾委員 以上6名（欠席：高橋委員、相澤委員、穴見委員）
事務局：吉村主幹、林田補佐、井上
その他：総務課（小野補佐）、情報政策課（志岐補佐、相園主査、平田氏）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 報告（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくオンライン結合等の実施について）

—総務課から説明—

- ・久留米市個人情報保護条例では、法令に基づき個人情報をオンライン結合等した際には、審議会に報告することを義務付けている。
- ・マイナンバーについて、法律に基づき、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が11月から始まっているので、その報告を行う。

—情報政策課から説明—

- ・情報連携とは、従来申請書等と共に提出される添付資料によって確認していた情報を、自治体間で情報提供ネットワークシステムを用いて照会することで、添付資料を省略する仕組みである。
- ・システム面から個人情報を保護する措置として、①個人情報の分散管理、②符号を用いた情報連携、③アクセス制御、④通信の暗号化が行われている。

（A委員）それでも何か起こることがあるのではないか。いつも（何か起こったときは）想定外と言われているので。この措置は完ぺきと言えるか。

（情報政策課）国が全市町村同じ仕組みでしているのだから、システム面では一番安全なものだと考える。

（B委員）やり取りするのが暗号になっているというのは分かったが、マイナンバーは情報としては行くことになるのか。

（情報政策課）そこにはマイナンバーは含まれない。

（C委員）アクセス権限がある人はどの中間サーバーにもアクセスできるのか。

（情報政策課）限られた事務の情報にしかアクセスできない。

（C委員）アクセス権限は誰が決めるのか。久留米市で決めるのか。

（情報政策課）はい。担当する事務が税の事務だったら税の情報しか見れず、異動があれば権限を削除することになる。

（B委員）すべてが性善説できているが、郵便局の使い込みなどは権限がある人が行っている。権限を持つ人がすべていい人であればいいと思う。

(情報政策課) 情報照会をした場合に、非常に厳密に記録が取られている。例えば間違っ
て違う番号で照会をしたとすると、記録が残っているので、間違いだったという手続きを
ちゃんとしなければならない。それくらいひとつひとつのアクセス履歴が厳しく管理が
されている。また、自分の情報がどこの県や市で見られているということをマイナポータル
で見ることができるので、市町村もきちんとしておかないと、なぜ私の情報を見たのか
という問い合わせがあるかもしれないので、厳格な運用が求められる。

(A委員) マイナンバーがどのように使われるのかということに不安に思っている人は多い。
今回、いろんな対策を考えてあるということが分かってよかった。

(情報政策課) あたかも国による集中管理のように思われているところがあるが、そうでは
なく、各自治体ごとに管理をして相互に紐づけられないようにそれぞれに符号を取るという
仕掛けになっており、あくまでも今まで紙の添付資料で行っていた情報の確認を代替する
ための情報のやりとりに特化されている。

(A委員) このシステムは被災しないような場所にあるのか。

(情報政策課) 日本の東西2か所に分散して管理しており、厳重に耐震等がされた設備で管理
されている。

(C委員) 符号同士を紐づけるシステムはどこにあるのか。

(A委員) 名前などはいくのだろう。マイナンバーは行かなくても。

(情報政策課) 符号がいく。A=Bは情報提供ネットワークシステムで変換できる。情報提供
ネットワークシステムは国にあり、どこにあるかは示されていない。

* 他に意見や異論等はなし。

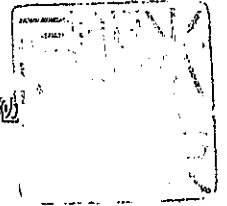
次回開催予定日：平成30年4月1週目～2週目で別途調整

30 総 第 37 号

平成30年4月6日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 市が実施する集団検診において、FAXによってなされた集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について

【健康福祉部健康推進課】

【諮問案件】

市が実施する集団検診において、FAXによってなされた集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について

【健康福祉部 保健所健康推進課】

○業務概要及び諮問理由

市では、個別医療機関以外で実施する集団検診において、合併以前から旧4町地域で行っている「セット検診」(※)を、旧久留米市域では実施できていないなど、地域間におけるサービス、利便性の均一化が図られていない状況となっていた。

こうした状況を改善するため、関係機関との協議を進め、平成30年度からは旧久留米市域においても「セット検診」を導入することが可能となり、これにより集団検診の定員が拡大することとなった。

これまで集団検診については、セット検診のみを予約制とし、予約の受付については、「コールセンター」及び「FAX」を活用したものであったが、今回のセット検診の拡充を機に、市民サービスの更なる向上を図るため、全ての集団検診を予約制とすることとしている。このことに伴い、受付体制の強化が不可欠となったことから、平成30年度からは「インターネット予約システム」を導入することとしている。

また、本予約システムの導入に当たっては、コールセンターやFAXでの受付を含む全ての予約情報を本予約システムに反映させることが必要であることから、委託事業者が設置する本予約システム用サーバーにて一元管理することとしている。

については、市で受け付けるFAX予約情報を本予約システム用サーバーに提供するため、オンライン結合の公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無について、諮問を行うものである。

(※)「セット検診」…「大腸がん」、「子宮頸がん」及び「乳がん」等を含む複数のがん検診をセットで同日・同会場にて実施する予約制の検診のこと。平成29年度までは、田主丸・北野・城島・三潴の旧4町地域のみで実施。

○入力を行う個人情報の内容

氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス、受診希望検診項目、希望検診日、希望検診会場名、希望時間帯など

○オンライン結合の公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

市にて行うFAXによる集団検診の予約の受付は、平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、障害のある方への集団検診の受診に関する合理的配慮の提供を目的として、平成28年度から行っているものである。

インターネット予約システムを運用する上では、集団検診の対象者への報提供のため、市のホームページ上で集団検診の予約状況をリアルタイムに表示することが重要であることから、コールセンターやFAX受付を含む全ての予約情報を本予約システムに反映させ、委託事業者が設置する本予約システム用サーバーにて一元管理することとしている。これらのことから、FAXによる集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することは公益上の必要性がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

市と本予約システムは、専用線により接続されており、外部のインターネット環境とは切り離された市のLGWAN環境下にある。LGWANは、市が取り扱う個人情報の保護を目的として構築されたシステム環境であり、個人情報保護の堅牢度は強固なものとなっている。

また、サーバーを設置・管理する委託業者には、個人情報保護に関する内部規定の設置やプライバシーマーク（※）が付与されていることを条件とすることとしている。

さらには、本予約システムへのアクセスに関しては、事前にID・パスワードの登録を行った職員のみが、直接データの入力を行うこととする。

これらの対策を講じることにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと考えられる。

（※）プライバシーマーク…日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定するもの

○データの入力方法

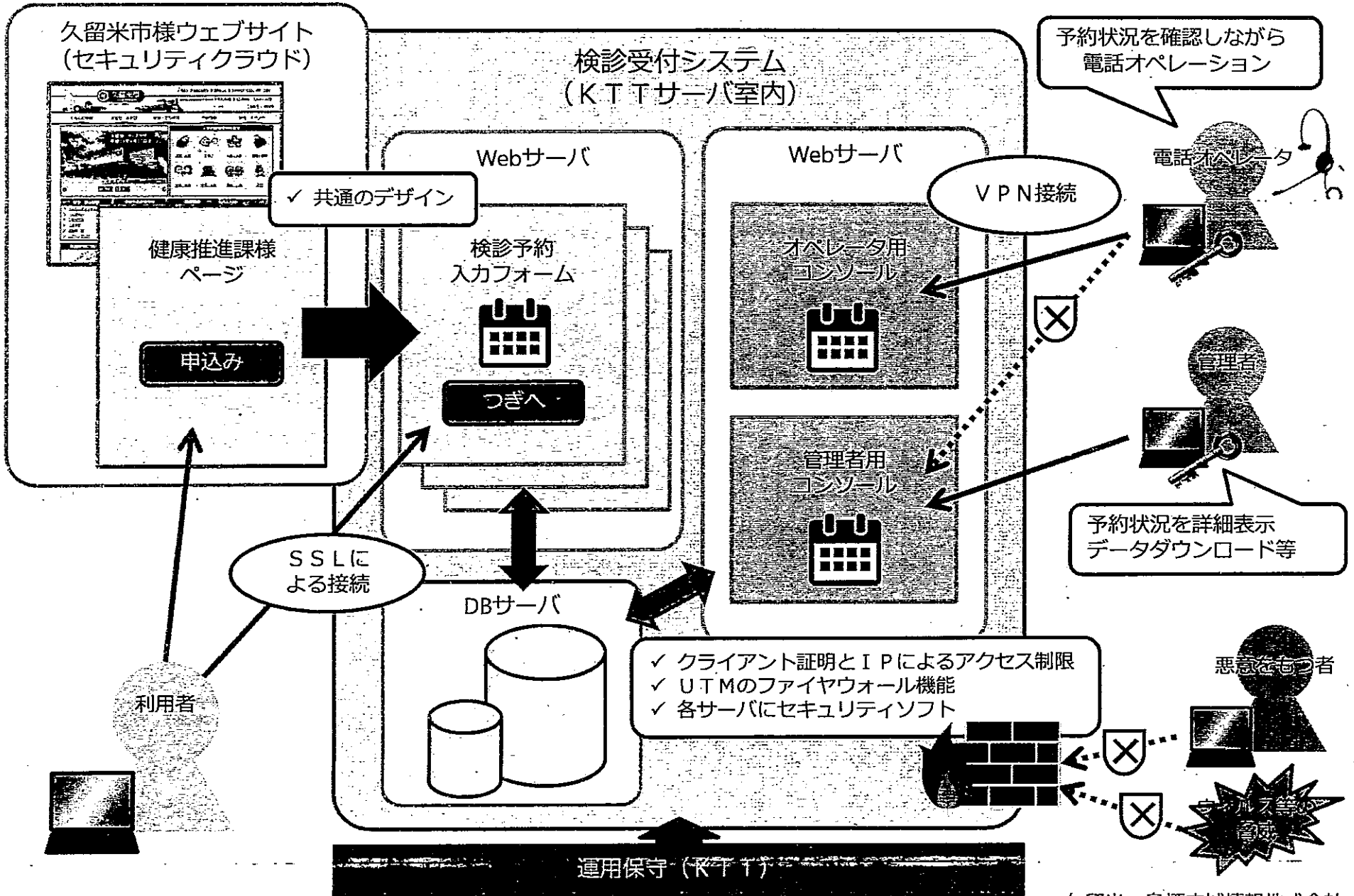
健康推進課の情報系パソコンから、本予約システムへのアクセスにより実施

○実施時期（個人情報利用期間）

平成30年5月下旬から

システムの概略について

UTM等によるセキュリティレベルの高い検診受付システムを提供いたします。
利用者と電話オペレータは同時に入力を行う事が可能です。



久留米市集団健診予約表

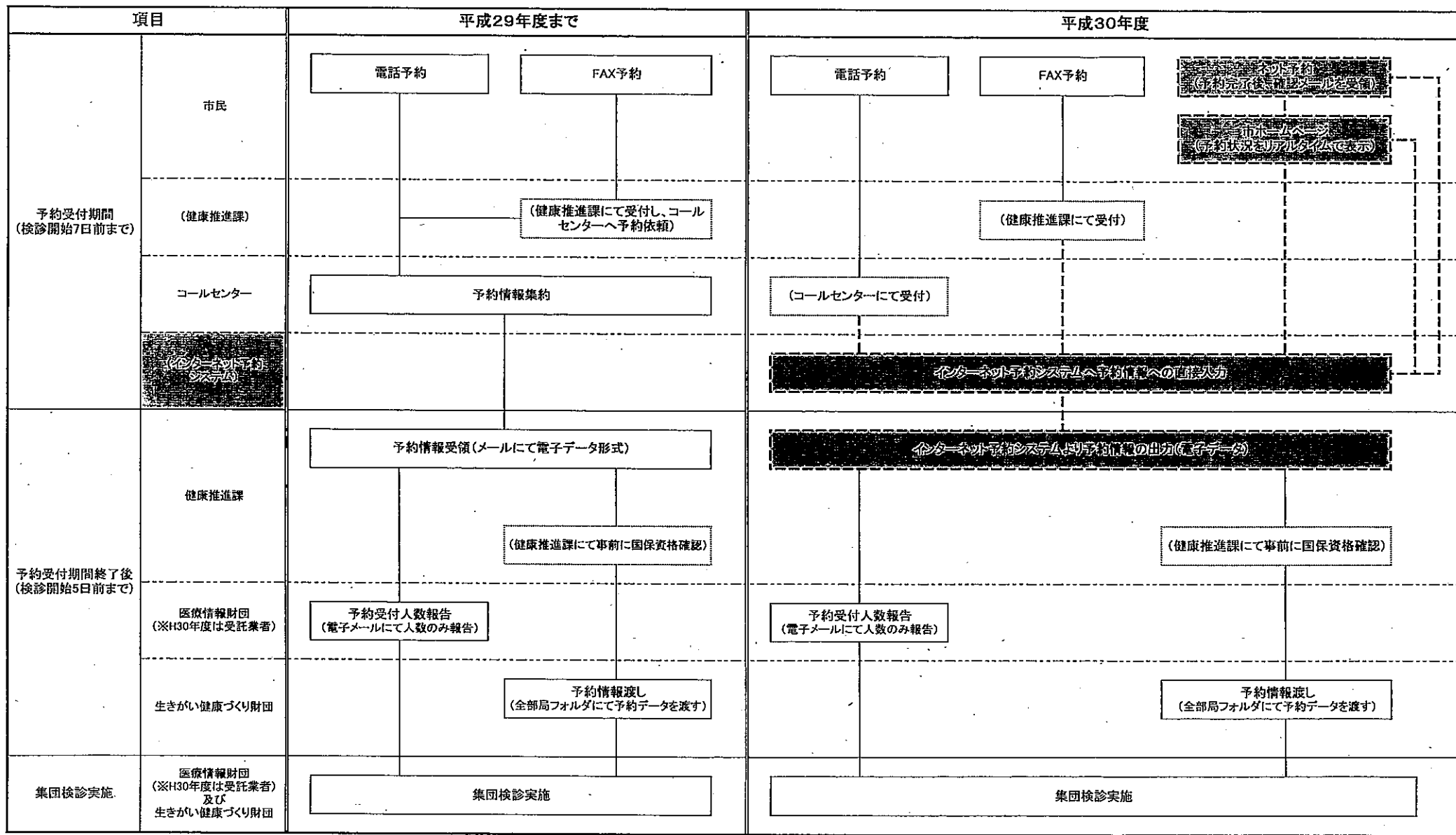
久留米市保健所 健康推進課 あて

FAX番号 0942-30-9833

注意事項 ※下記、太枠内をご記入のうえ、上記FAX番号へ送信ください。
 ※受付しました確認は、ご記入いただいたFAX番号へ確認書を送付いたします。
 ※番号をお確かめのうえ、お送りください。

項目	申込み内容							
氏名	セイ 姓				メイ 名			
性別 (○をつける)	男 ・ 女							
生年月日 (年号に○をつける)	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日 ()							
住所	久留米市							
ご連絡先	FAX番号(必須)							
	電話番号(必須)							
	e-mailアドレス(任意)							
健診の種類 (○をつける)	特定 健診	生活習慣病 予防健診	大腸 がん	胃がん	子宮 頸がん	乳がん	骨粗 しょう症	結核
項目	希望健診会場名			希望健診日		希望時間帯		
第一希望				月 日		時頃		
第二希望				月 日		時頃		
第三希望				月 日		時頃		

平成30年度インターネット予約導入に伴う集団検診予約受付業務フロー図(案)



【備考】(1)表中着色部分が、インターネット予約導入に伴い新たに発生する業務

(2)インターネット予約導入に伴い、コールセンターには、次の業務課題が発生する ⇒ ①インターネット予約システムへの予約情報入力業務追加